

令和3年度事業計画（案）について

事業年度 令和3年4月1日～令和4年3月31日

事業計画の作成に当たって

新型コロナウイルス感染症による危機的状況からの持ち直しの年度である。

感染症の影響は長期化し終息も見えない状況の中、常に感染リスクを抱えるバス事業ではあるが、ウィズコロナ・ポストコロナ時代を見据えながら「持続可能なバス事業の創生」を図らなければならない。

まずは、「バスにおける新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン」「貸切バスにおける新型コロナウイルス対応ガイドライン」を遵守することで、バス輸送の有用性、社会性に対する高い評価を維持したい。

次に、従来からの課題である「運転士不足」「利用者減少」「生産性向上」「働き方改革」「多言語案内」「バリアフリー化」「キャッシュレス化」「Wi-Fi導入」などに対応し、前に進めたい。特に、運転士の後継人材確保に軸足を置いて取り組む。さらに、コロナ禍で進んだ社会全体のオンライン化を踏まえ、利用者の心をつなぎ止めるための「モノの充実による利便性アップ」と「人と人、人と空間でのサービスの質の向上」を図る。

今年度も厳しい事業展開が続くと予想されるが、「新しい生活様式」に順応しながら、地域の日常生活の足、ビジネス、観光の移動手段としての輸送機能を維持のため、会員一致団結し、バス事業を推進するものである。

【公益目的事業】

安全運行確保事業

（1）緊急事態対応訓練

バス輸送に係る事件・事故、バスジャックや爆破予告等の特異・重大事件が発生し、又は発生するおそれがある場合に、乗客等の安全確保と道路交通に起因する障害を速やかに除去することを目的に、東北運輸局秋田運輸支局、秋田県、秋田県警察本部等との合同による緊急事態等への実戦的対応訓練を実施する。

- ・バスジャック対応訓練の実施

（2）バス車内事故防止キャンペーン

バス利用者が安全にバスを利用し、車内事故を防止するため、車内事故防止ポスターを作成してバスに貼付させるとともに、事業者は車内アナウンスにより乗客に車内事故防止を呼びかける。また、高速道路では、シートベルト着用を徹底させるステッカーをバスの車内に貼付させるとともに、車内アナウンスにより乗客に車内事故防止を呼びかける。

- ・バス車内事故防止ポスター等の作成

輸送サービス改善事業

(3) バス乗務員研修会

バスの運転者、バスガイド等を対象として、社会、経済、歴史等の一般常識、観光地の案内要領、接客技術等の習得を内容とするバス乗務員研修会を開催する。

- ・バス乗務員研修会の開催

(4) 秋田駅東口バス案内所への案内人の配置

JR秋田駅東口のバスターミナルにバス案内所を設置して案内人1名を配置し、バス利用者等に対する案内、地理教示、ターミナルを使用するバスの指導・監視・案内、バスターミナルの清掃等に当たる。

- ・秋田駅東口バス案内所への案内人の配置

(5) 路線バス活用化対策

路線バス事業者が作成しているエリアマップに加え、より利用者の利便の向上を図ることを目的に、県内全域を網羅した統一的なバス路線マップを作成してバスの活性化に努める。

- ・バス路線マップの作成

バス活性化対策事業

(6) バス活性化委員会等における協議

東北運輸局、秋田県、秋田市、乗合バス事業者等を委員とする「秋田県バス活性化委員会」を組織化し、県内地域におけるバス輸送に関する活性化施策について協議する。

- ・バス活性化委員会の開催
- ・ホームページのサポート
- ・運転士体験会の開催

(7) バスマつり等の開催

人、まち、環境にやさしい公共交通機関としてのバスの社会的意義や交通弱者の保護、交通事故の防止、交通に起因する環境負荷の低減等を啓発するため、「秋田バスマつり」を開催し、バス利用促進キャンペーンを実施する。

- ・第25回秋田バスマつりの開催
- ・小学生以下の児童を対象にしたバス絵画コンクールの実施

環境対策事業

(8) 環境対策

国土交通省が主唱し、日本バス協会など自動車関係団体等が中心となって行う「自動車点検整備推進運動」に参画し、点検・整備の必要性の啓発、エコ整備の啓発に取り組むとともに、併せて行われる「不正改造車を排除する運動」に参画する。

- ・環境対策を啓発する広報の実施

バス事業者に対する助成事業

(9) バス事業者に対する助成

バス事業者が実施する、運輸事業振興助成交付金交付要綱第4条に定められている旅客の輸送の安全確保に関する事業、サービスの改善及び向上に関する事業に助成する。

- ・液晶運賃表示器整備事業、デジタル運行表示システム等への助成
- ・中古バス車両購入への助成
- ・ドラレコ、デジタコ購入への助成
- ・睡眠時無呼吸症候群検査、脳ドックへの助成
- ・大型二種免許取得助成

バス輸送の秩序維持事業

(10) バス輸送の秩序維持

自家用バスやレンタカーによる違法な貸切バス営業類似行為を排除し、バス輸送の秩序を維持するため、自家用バス使用実態調査を実施する。

- ・自家用バス使用実態調査の実施

【会員向け事業】

安全運行確保事業

(1) 運転者に対する適性診断

法令等により、事業者に求められている運転者に対する技能、知識の習得のため、独立行政法人自動車事故対策機構が実施している適性診断を受診させる。

- ・一般診断の実施
- ・初任診断、適齢診断の実施

(2) 運行管理者等に対する講習

新たに運行管理者になろうとする者や運行管理者試験の受験資格を得ようとする者に対する法令及び基礎知識を習得させるため、独立行政法人自動車事故対策機構が実施している講習を受講させる。

- ・基礎講習の受講
- ・一般講習の受講

輸送サービス改善事業

(3) 秋田駅西口バス案内所への案内人の配置

JR秋田駅西口のバスターミナルにバス案内所を設置して案内人1名を配置し、バス利用者等に対する案内、地理教示、ターミナルを使用するバスの指導・監視・案内、バスターミナルの清掃等に当たる。

- ・秋田駅西口バス案内所への案内人の配置